

公共交通事業者等のソフト基準適合義務の創設について

- ハード基準に適合した旅客施設・車両等の機能が十分に発揮されるためには、公共交通事業者等が実際にサービスを提供する際にこれらの旅客施設等を適切に使用することが必要不可欠。
- このため、公共交通事業者等に対し、旅客施設・車両等の新設等の場合のハード基準への適合義務に加え、役務の提供の方法に関する基準(ソフト基準)の遵守義務を課すこととされた。(令和2年5月の法改正)

ソフト基準の対象

| | |
|------|--|
| 義務 | ハード基準適合維持義務(法第8条第2項)が課されている、 新設等された(※)旅客施設・車両等 ※平成14年5月15日の交通バリアフリー法施行以降に新設・大規模改良又は新規供用されたものが対象。 |
| 努力義務 | ハード基準適合の努力義務(法第8条第3項)が課されている、 既存の旅客施設・車両等 |

ソフト基準案検討の基本的な考え方

- ①バリアフリー化された旅客施設・車両等の機能が十分に発揮されるよう、ハード基準と対応するかたちで **バリアフリー設備の操作方法や維持管理に関する基準**を設ける
- ②人的対応を行うことを前提にハード基準を適用しないこととしている場合は、**当該人的対応を適切に実施すべき旨の基準**を設ける

等

ソフト基準遵守に係る担保措置

 本省・地方運輸局等に対する
利用者からの情報提供 等

- 指導・助言
(法第9条の3)
- 報告徴収・立入検査
(法第53条)

 ソフト基準に違反している事実があると認められる場合、
是正命令(法第9条第3項)

 ハード・ソフト取組計画書・報告書の作成対象事業者については、**同計画書・報告書を通じ取組状況を把握**

 ハード・ソフト取組計画書・報告書の作成対象事業者については、**勧告(法第9条の7)も可能**

 ※ 是正命令に違反した場合、
300万円以下の罰金
(法第59条)